

《後志管内市町村と後志総合振興局からのお知らせ》

北海道
特別徴収
推進中

住民税の『特別徴収』（給与天引き） をしていただきます。

◆ 事業主（給与支払者）には、住民税を『特別徴収』する義務があります。◆

従業員（給与所得者）の個人の市町村民税・道民税（一般的に「住民税」と呼ばれます。）は、原則、給与から住民税額を差し引いて、市町村に納入する「特別徴収」の方法が、法律により定められています。（地方税法第321条の4）

事業主（給与支払者）は、所得税の源泉徴収と同様に、住民税額（月割額）を毎月の給与（年12回）から差し引いて、市町村に納入することとなります。

- ※ 1 パートやアルバイトなど特別徴収が著しく困難な場合は、普通徴収の方法によることも可能です。
- 2 4月1日現在、65歳以上で公的年金に係る住民税額がある方は、その税額を普通徴収または年金特別徴収の方法で納入することになります。

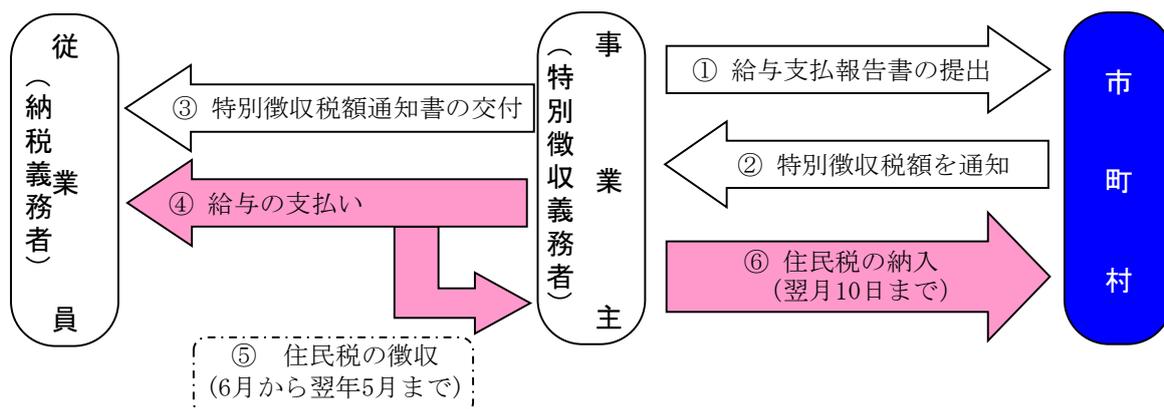
1 住民税の『特別徴収』とは？

事業主（特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を支払う際に、従業員（納税義務者）が納めるべき住民税額を差し引いて、従業員に代わって納入する制度です。

2 特別徴収義務者とは？

特別徴収義務者の指定を受けた事業主（給与支払者）をいいます。特別徴収義務者は、市町村から通知する特別徴収税額の通知書に基づき、定められた住民税額（月割額）を毎月の給与から差し引いて、翌月10日までに、市町村に納入していただきます。

3 住民税の『特別徴収』の仕組み



【具体的な事務】

- ① 住民税の特別徴収を行う場合は、毎年1月31日までに提出する「給与支払報告書（総括表）」にその旨を記載し、報告人員欄に特別徴収及び普通徴収のそれぞれの人数を記入してください。
- ② 市町村では、提出された給与支払報告書や確定申告書等をもとに住民税額を計算し、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用、納税義務者用）を毎年5月に送付します。
- ③ 特別徴収義務者は、特別徴収税額決定通知書の納税義務者用を納税義務者ごとに切り離し、各従業員に交付してください。
- ④及び⑤ 特別徴収義務者は、毎月の給与から特別徴収税額決定通知書に基づき月割額を引き去ります。
- ⑥ 引き去りした月割額は、翌月の10日までに市町村に納入します。
（納入する際の納入書は、5月に送付する特別徴収税額通知書に同封されます。）

4 住民税の『特別徴収』の納入を実施した場合のメリット

① 従業員の方の納税の手間を省くことができます。

事業主がまとめて市町村に納入するため、従業員が金融機関等に納税に向く必要がなくなります。また、住民税の納め忘れも防ぐことができます。

② 従業員の1回あたりの納付額が少なくて済みます。

年税額を毎月の給与から年12回に分けて納付することから、普通徴収（通常は6月、8月、10月、1月に納付書により納付。ただし、市町村によって納期が異なる場合があります。）による納付より、1回あたりの納付額は少なくて済みます。

③ 事業主が住民税の税額を計算をする必要はありません。

所得税の源泉徴収制度とは異なり、事業主が住民税の税額計算をする必要はありません。市町村が、提出された給与支払報告書等に基づき住民税額を計算し、従業員ごとの住民税額を事業主に通知しますので、その税額を納入していただくだけです。

5 従業員が退職や転勤をした場合

特別徴収の方法によって納税している従業員が、退職・休職・転勤等により給与から徴収できなくなったときは、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を住民税担当課に提出してください。

- 退職や休職等の場合は、月割額とまだ徴収していない税額を合わせて徴収し、まとめて納めていただくか、普通徴収の方法により、従業員が納付書により納めることとなります。
- 転勤や転職等により勤務先が変わった場合、新しい勤務先で特別徴収を継続することも可能です。

6 年の途中で住民税の税額に変更があった場合

特別徴収税額に変更があった場合は、税額変更通知書を送付いたしますので、翌月以降の月割額は変更後の税額により徴収し、納入書等の合計額も変更して納入してください。

北海道では住民税の『特別徴収』を推進しており、後志管内市町村と後志総合振興局では、平成27年度から特別徴収の徹底に取り組んでいます。
原則、法令上の特別徴収義務者となる全事業主を対象に、住民税の『特別徴収』納入を目指します。ご理解、ご協力をお願いします。

住民税の『特別徴収』を行う場合の手続きなど、詳しくは従業員の方の住所地の各市町村（住民税担当課）にお問い合わせください。

・小樽市役所 (0134)32-4111 (代表)	・倶知安町役場 (0136)56-8003 (直通)
・島牧村役場 (0136)75-6213 (代表)	・共和町役場 (0135)73-2011 (代表)
・寿都町役場 (0136)62-2512 (直通)	・岩内町役場 (0135)67-7091 (直通)
・黒松内町役場 (0136)72-3312 (直通)	・泊村役場 (0135)75-2021 (代表)
・蘭越町役場 (0136)57-5111 (代表)	・神恵内村役場 (0135)76-5011 (代表)
・ニセコ町役場 (0136)44-2121 (代表)	・積丹町役場 (0135)44-3384 (直通)
・真狩村役場 (0136)45-3611 (直通)	・古平町役場 (0135)42-2181 (代表)
・留寿都村役場 (0136)46-3131 (代表)	・仁木町役場 (0135)32-2512 (直通)
・喜茂別町役場 (0136)33-2211 (代表)	・余市町役場 (0135)21-2115 (直通)
・京極町役場 (0136)42-2111 (代表)	・赤井川村役場 (0135)34-6211 (代表)
・後志総合振興局 (0136)23-1333 (直通)	・小樽道税事務所 (0134)23-9443 (直通)